

| | | | |
|--------|-------------|----|------|
| 所 属 | 教育委員会 教育財務課 | | |
| 担当(係)名 | 経理担当 | 内線 | 3558 |

新 県立高等学校の授業料無償化

1 事業費 【歳入】高等学校授業料不徴収交付金 4,641,372千円

2 背景・現状

家庭の教育費負担を軽減するため、国の平成22年度当初予算において公立高校授業料無償化が実施されることになった。

無償化となった授業料相当額は、国が交付金により措置。

3 事業目的

経済状況にかかわらず高校生が安心して勉学に打ち込める環境をつくる。

4 事業概要

県立高等学校の授業料を平成22年4月から不徴収（無償化）とする。

無償化の対象

- ・全日制高等学校授業料（年額 118,800円）
- ・定時制高等学校授業料（年額 32,400円）
- ・通信制受講料（年額 6,200円）

無償化の対象とならない生徒

- ・一度高校を卒業し、再度公立高等学校に在籍する生徒
- ・3年（定時制・通信制は4年）を超えて高等学校に在籍する生徒等
現在、文部科学省において検討中

無償化の対象外

- ・専攻科授業料（年額 118,800円）

【授業料無償化のイメージ図】

